

## 「学びあいバンク」 をご利用ください！



「子ども会や婦人会等の町内行事で、『〇〇講座』『研修会』、創作体験、レクリエーション等やりたいけど、いい講師はいないかな？」

「学びあいバンク」には、さまざまな知識や技能をお持ちの方々が登録されています。登録名簿から講師を派遣する仲介役を生涯学習課が行いますのでお気軽にご利用ください！

ジャンル 手芸、工芸、自然、環境、生活、家庭、音楽、歴史、郷土史、レクリエーションスポーツなど

＝ご利用にあたって＝

- ・ご利用の際は「登録者派遣申請書」を提出していただきます。登録者名簿、申請書などはにかほ市ホームページにも掲載しています。
- ・講師への謝礼は2時間以内3,000円です。2時間を超えた場合は、講師と話し合いのうえ決定していただきます。交通費、材料費などの経費は利用者が実費負担となります。

＝講師謝礼の一部を助成します＝

「学びあいバンク」を利用しやすくするために、謝礼の半分の1,500円（上限）を助成する制度がありますので、併せてご活用ください。

申込・問合せ先 生涯学習課 ☎ 38-2171  
e-mail:kyouiku-sg@city.nikaho.lg.jp

## にかほ市農業委員・農地利用最適化推進委員の募集

法の改正により農業委員の選出方法は、公職選挙法に基づくものから、公募により市長が議長の同意を得て任命する方法になります。

農業委員会では農業委員とともに地域で活動する農地利用最適化推進委員を募集します。

問合せ先 農業委員会 ☎ 38-4308 申込先 農業委員会 ☎ 38-4308 総務課 ☎ 43-3200

## 未来農業の フロンティア育成研修生募集

追加  
県農業試験場などで、今年4月から2年間、実習や講義を通じて農業経営に必要な知識や技術を習得することができます。

### 研修コース

研修先	研修コース
農業試験場	作物、野菜、花き
畜産試験場	酪農、肉用牛
果樹試験場	果樹（りんご等）
かづの果樹センター	
天王分場	果樹（梨等）
花き種苗センター	花き

### 応募資格

- 以下①から③の要件全てを満たす方
- ①農業後継者、または新たに農業を始める方などで、就農意欲の高い方
  - ②研修修了後、確実に県内で就農できる方
  - ③応募時点で、年齢が満45歳未満の方

### 申し込み

市農林水産課 ☎ 38-4303、または由利地域振興局農業振興普及課 ☎ 22-8354 までお問い合わせください。

申込期限 1月15日(金)

### その他

- ①募集人数には限りがあります。
- ②書類審査、小論文、面接試験があります。
- ③研修期間中は研修奨励金、もしくは国の青年就農給付金（準備型）を受給できます。

問合せ先 農林水産課 ☎ 38-4303

応募方法 象潟庁舎総務課、金浦庁舎農業委員会、仁賀保庁舎S.Cに備え付けの指定用紙により持参の上応募

任期 3年  
募集人数 委員12人 推進員10人  
選考・発表 応募内容を審査の上決定  
申込期間 1月4日(月)から2月3日(水)の午後5時まで（土日祝日除く）

平成27年3月24日に設立された「鳥海山・飛鳥ジオパーク構想推進協議会」は、地域住民の皆さんへ周知活動として、幟旗やポスター、缶バッジ、歓迎看板、ホームページなどを作成し、ラッピングの公用車なども走らせています。ジオパーク活動に重要な役割を担っていたら、ジオガイドの養成研修にも定員を上回る58名の応募をいただき、先日全9回の講座を終えたところです。

## 第13回「鳥海山・飛鳥ジオパーク 加盟申請に向けて」



東北公益文科大学  
特任講師  
中原 浩子

現在にかほ市では、鳥海山周辺および飛鳥の日本ジオパーク認定を目指し活動を行っています。そのジオパークの核となる鳥海山や飛鳥の歴史などのコラムを定期的に掲載しています。

## 鳥海山・飛鳥ジオパーク構想リレーコラム 日本海と大地がつくる 水と命の循環

このように、28年3月のジオパーク加盟申請に向け3市1町は猛スピードで準備を進めており、日本ジオパーク委員会による現地視察・書類審査において、その判定における重要な鍵が、住民の皆さんの盛り上がりだと言われています。そこで、ジオパークを広く周知し、多くの参加を得るために各地で出前講座やジオセミナーを開催しています。その中でも、27年9月と11月に酒田市八幡地区にて、酒田市の東北公益文科大学女子学生が司会進行をつとめたワークショップを開催。自治会長の皆さんなど40名以上の参加者を得て、皆さんのジオパーク活用案が生まりました。このように世代を超えて今後の課題も含め地域の宝を語り合える、それがジオパークの魅力の一つです。ジオパークをぜひ地域づくりに活用していただきたい、それがこの事業の願いです。皆さんと共に取組み、今年の秋には認定を獲得しましょう。



酒田市八幡地区ワークショップの様子

## ！年末に死亡事故が発生しています！

日没も早く、積雪により道路状況の悪化による事故が増える季節です。ドライバーは事故を起さないよう、歩行者は事故に遭わないよう、1人ひとりが注意し交通事故防止に努めましょう。

## 110番は事件・事故の緊急通報用です

- ・110番は県内どこからでも秋田市の警察本部に接続されます。通報場所は必ず市町村から教えてください。
- ・担当警察官が重要なことから順番にお聴きしますので、落ち着いてお答えください。

問合せ先 にかほ警察署 ☎ 43-2935

## 必ずチェック最低賃金！ 使用者も労働者も！

すべての産業および労働者に適用される秋田県最低賃金は時間額695円です。また、特定の産業に適用される4つの「特定最低賃金」は27年12月24日に次のように改定されました。特定最低賃金が適用される事業所であっても18歳未満、65歳以上、雇入れ後6カ月未満で技能習得中、清掃等軽易な業務に従事しているなどの労働者については秋田県最低賃金が適用されます。

特定最低賃金の件名	最低賃金額
非鉄金属製錬・精製業	時間額 818円
電子部品・デバイス等製造業	時間額 751円
自動車・同附属品製造業	時間額 790円
自動車（新車）、自動車部分品、附属品小売業	時間額 781円

問合せ先 秋田労働局賃金室 ☎ 018-883-4266